

# タンカーの貨物ポンプ室における通風装置に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

## 改正事項

タンカーの貨物ポンプ室における通風装置に関する事項

## 改正理由

タンカーの貨物ポンプ室における通風装置の換気回数について、SOLAS 条約においては毎時 20 回以上とすることが要求されている。一方、関連規格である IEC60092-502 においては、毎時 30 回以上とすることが推奨されている。

本会では、SOLAS 条約における危険場所の分類に当該 IEC 規格の要件が採用されていること並びに液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に適用する IGC 及び IBC コードにおいては同区画に対して毎時 30 回以上の換気が要求されていることから、タンカーに対しても毎時 30 回以上の換気を要求している。また、通風装置の電動機の配置については、SOLAS 条約及び当該 IEC 規格に明確な規定はないが、安全性を考慮し、IGC 及び IBC コードに規定されている外装型を要求している。

しかしながら、上記のように SOLAS 条約と IEC 規格の相違に伴い、IACS 内で異なる取扱いとなっていることから、関連業界より統一的な取扱いとすることが求められている。このため、IACS においては、上記要件を含め、SOLAS 条約と関連 IEC 規格の相違箇所に対する総合的な統一規則（UR）の作成作業を進めている。

このうち、貨物ポンプ室における通風装置に関する要件については、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船のような毒性ガスを含む液体をタンカーは積載しないことから、SOLAS 条約に規定される毎時 20 回以上の換気とすること、通風装置の電動機を外装型としなくてもよいことが合意されている。

今般、タンカーの貨物ポンプ室における通風装置について関連業界から早急な対応が求められていることを考慮し、UR の作成は完了していないものの通風装置の要件については IACS 内で合意が得られていることから、タンカーの貨物ポンプ室における通風装置の要件を改めた。

## 改正内容

- (1) タンカーの貨物ポンプ室に設置される通風装置の容量に関する要件を改めた。
- (2) タンカーの貨物ポンプ室に設置される通風装置の電動機の配置に関する要件を改めた。